



議会改革 レポート

【議会改革検討委員会報告】

12月の検討委員会で議会改革の目的、目標を共有し、他の自治体の真似をするのではなく、富士見町独自の改革を進めていくことが決まりました。各自、議会改革の目標目的を文書にて提出、それをもとに議員全員の統一した認識、議会改革の方向を定める作業に入りました。

2/23 議会改革についての勉強会

講 師：山梨学院大学法学部 江藤俊昭教授

テーマ：議会改革の取り組みについて

- ◆議会の持っている権限について、議員の自覚が必要。多様な考え方や意見をしっかり議論する。
- ◆二元代表制の認識、住民に開かれた議会、住民参加を促進し、首長とも切磋琢磨しながら監視と政策立案の役割を發揮しつつ、議会の存在意義である議員同士の討議と議決を重視する。
- ◆議会基本条例の意義と活用。情報公開、住民参加、議会白書を基本に住民自治、議会基本条例の意義や活用をしっかり討議する体制づくりが必要。



【議会運営委員会 視察報告】

議会運営委員会では、2月8日～9日、静岡県小山町・吉田町の取り組みを視察しました。

議会基本条例制定に向けた取り組み

(静岡県榛原郡吉田町)

〈制定までの経緯〉

平成15年、平成19年と2回連続で町議会議員選挙が無投票となり、住民の議会に対する不信感があった。そこで、地方分権時代に応える議会及び議員の必要性を感じ、平成21年6月基本条例をつくることを目的に特別委員会を設置した。

〈制定に対する議員の意思決定〉

議会の基本姿勢として、できることから条例化していくために、町民と議会、議会と行政それぞれの関わりに仕分けを行った。それにより、議会改革の目指すものとして、『議会の強化(政策立案・行政監視)』『町民の代表であり、町民の信託に応える議員及び議会』を基本姿勢とした。

〈制定への取り組み〉

町民と議会との関わり、執行機関と議会との関わり、議会の運営について、それぞれキーワードをピックアップし、全議員が共通認識を持ちながら改革への取り組みを進めていく。

行政側は、基本条例が必要なのか、無くても議会改革はできるのではないかと問題視したが、東日本大震災のため、協議は保留になっている。

住民には「まちづくり意見交換会」を行う中で説明。平成24年3月条例制定を目指し、取り組みを進めるところである。



行政アドバイザー制度の取組状況

(静岡県駿東郡小山町)

行政アドバイザー制度は、小山町の特性や実情を踏まえながら、各分野において、専門的立場からの指導・助言をいただくことで、行政の質の向上を図るために創設された。制度の狙いとして、以下の効果が期待されている。

- ①個別の行政テーマについて事例研究を行うことで、テーマに対する先進事例・問題点等の理解を深める。
- ②管理職にトップマネジメントの役割を自覚させ、経営責任意識を持たせる。
- ③時代変化・地域特性に応じた行政手法を適切に指導する。
- ④職員が常にコスト意識を持つよう、意識改革を図る。

〈制度の内容〉

町政における各分野の方向・施策について、行政アドバイザーが、専門的立場からの助言にあたるほか、職員との意見交換・職員に対する勉強会・指導・助言を行う。

〈制度の概要と課題〉

アドバイザーとして9人(6分野)と業務委託契約。費用については、相談等1回1万円(職員が訪問した場合、プラス費用弁償)。アドバイザー訪町時は、勉強会・研修会1回につき5万円を上限。今後の課題として、範囲を拡大し、町民からの相談にも応じるか、検討していくことである。

〈行政運営への活用〉

各分野における事業について、専門家の指導を受けることで、新たな発想と観点から適切な行政手法を導入し、コスト意識を職員に促している。

〈報告書文責 三井新成 要旨抜粋〉